

小型船舶免許の更新・失効再交付

① 更新講習機関、失効再交付講習機関へ講習を予約

※更新講習機関、失効再交付講習機関は[こちら](#)で確認してください。

※講習の開催日時、場所、料金等については、更新講習機関、失効再交付講習機関へお問い合わせください。

※運輸局では予約できませんので、直接講習機関へお問い合わせください。

② 受講（身体検査も同時受験）

※申請書は受講時にももらえます。

※身体検査基準は[こちら](#)で確認してください。

③ 免許申請（運輸局の窓口などで申請、または海事代理士へ依頼）

※申請書は講習機関、または[運輸局の窓口](#)などでももらえます。

④ 新しい小型船舶免許を取得

※有効期間満了の1年以内から更新できます。

※有効期間を過ぎてしまった場合は、失効再交付の手続きとなります。

